

IV

計画の目標



基本理念の実現に向けた様々な取組みを進めるにあたって、達成すべき具体的な数値目標を次のとおり設定します。

1 一般廃棄物

(1) 市民1人一日あたりの家庭ごみ量

3Rの推進により、市民1人一日あたりの家庭ごみ量を平成21年度比で「7%減量」を目指します。なお、この目標を、平成18年度に実施した家庭ごみ収集制度の見直しの際に設けた基準年の平成15年度比に換算すると、33%減となります。

平成15年度 705g	→	平成21年度 506g	→	平成27年度 495g以下	→	平成32年度 470g以下
(H15年度比)		▲28.2%		▲29.8%		▲33.0%
(H21年度比)				▲2.2%		▲7.1%

(2) リサイクル率

分別協力率の向上や事業系ごみの資源化などを推進し、「35%」を目指します。

平成15年度 15%	→	平成21年度 30.4%	→	平成27年度 32.5%以上	→	平成32年度 35%以上
---------------	---	-----------------	---	-------------------	---	-----------------

【家庭ごみ量及びリサイクル率の目標設定の考え方】

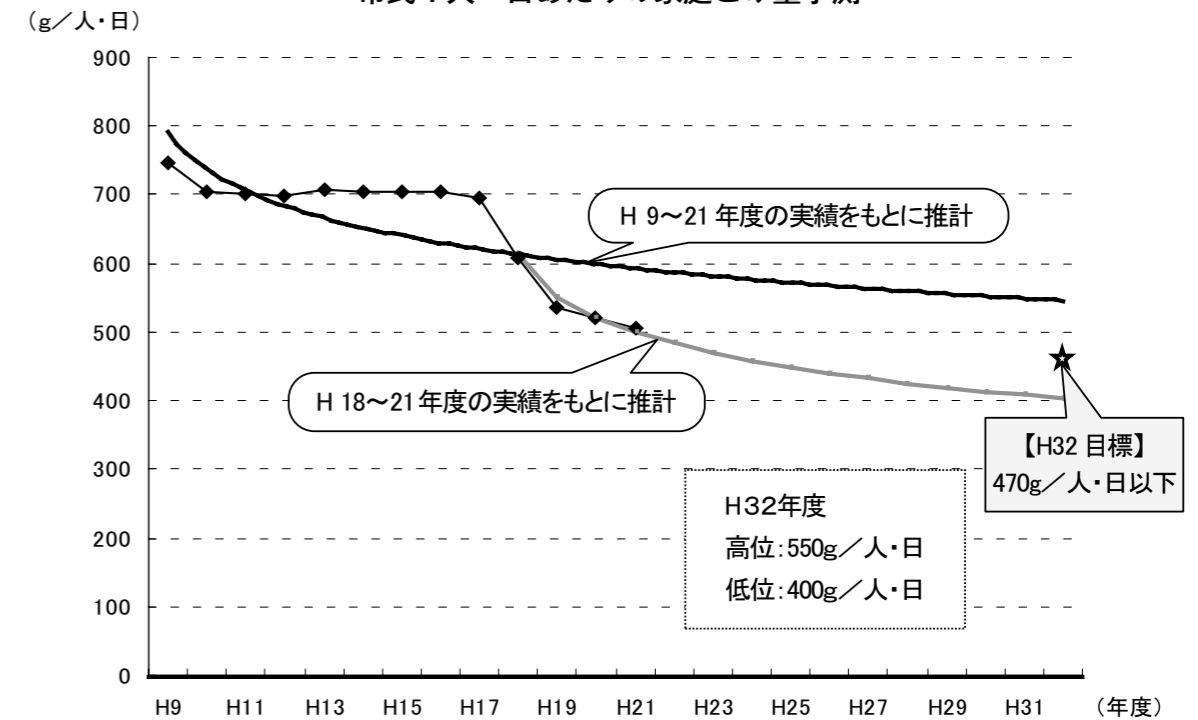
- 家庭系ごみ
 - ・1人あたりの古紙回収量の10%増加
 - ・プラスチック製容器包装の分別協力率を55%に向上
 - ・生ごみ(厨芥類)の8%削減
- 事業系ごみ
 - ・事業系ごみの資源化を推進し8%削減
 - ・資源化物(事業系)の22%増加

(単位:トン)

	H21年度	H32年度
一般廃棄物(A)	497,067	476,294
資源化物(B)	147,165	162,328
家庭系	83,828	85,328
事業系	63,337	77,000
家庭ごみ・粗大ごみ	181,629	159,652
事業系ごみ	168,273	154,314
1人一日あたりの家庭ごみ量	506g	470g
リサイクル率(B/A)*	30.4%	35%

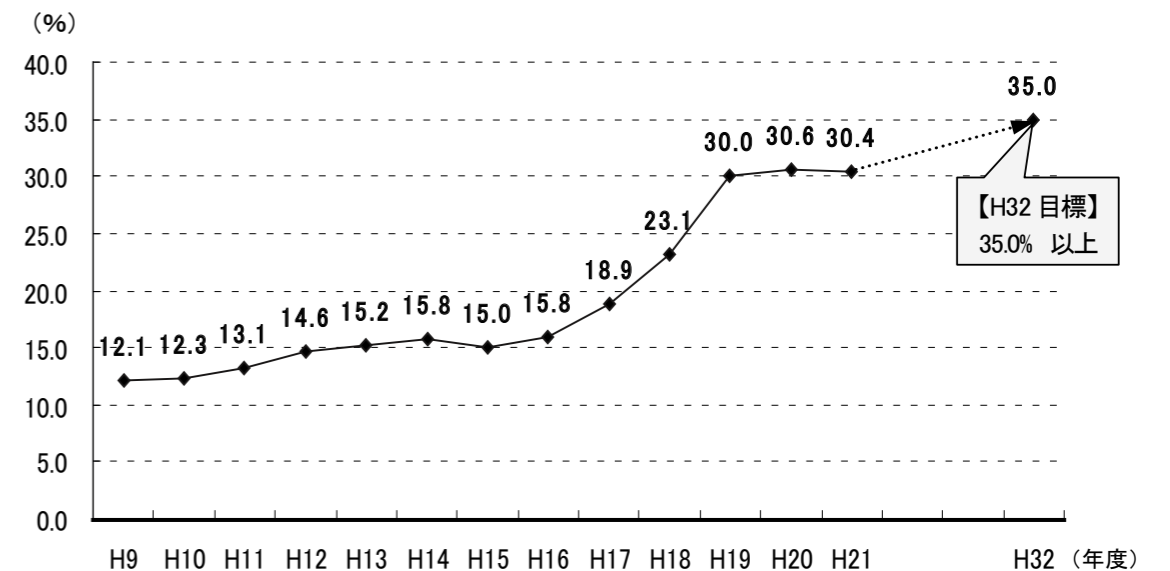
* 市処理施設からの資源回収量を補正して算出

市民1人一日あたりの家庭ごみ量予測



※将来予測の方法については、P.67を参照

一般廃棄物のリサイクル率

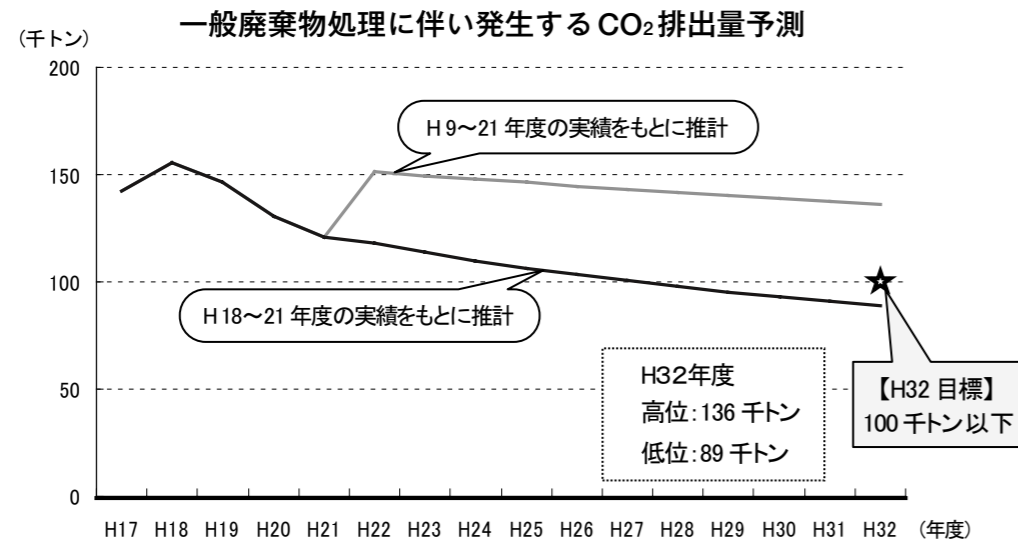




(3) 一般廃棄物処理に伴い発生するCO₂排出量

収集運搬の効率化やプラスチック製容器包装の分別の促進により、平成21年度比で「22千トン減」を目指します。

平成2年度 178千トン-CO ₂	→	平成21年度 122千トン-CO ₂	→	平成27年度 115千トン-CO ₂ 以下	→	平成32年度 100千トン-CO ₂ 以下
(H2年度比)		▲ 31.6%		▲ 35.4%		▲ 43.8%
(H21年度比)				▲ 5.7%		▲ 18.0%



※CO₂総排出量は、CO₂排出量から外部への電力・熱供給分を差し引いた量

【一般廃棄物処理に伴うCO₂発生量の目標設定の考え方】

- プラスチック製容器包装の分別協力率の向上（55%）に伴うプラスチック類の焼却量抑制及び収集運搬の効率化等

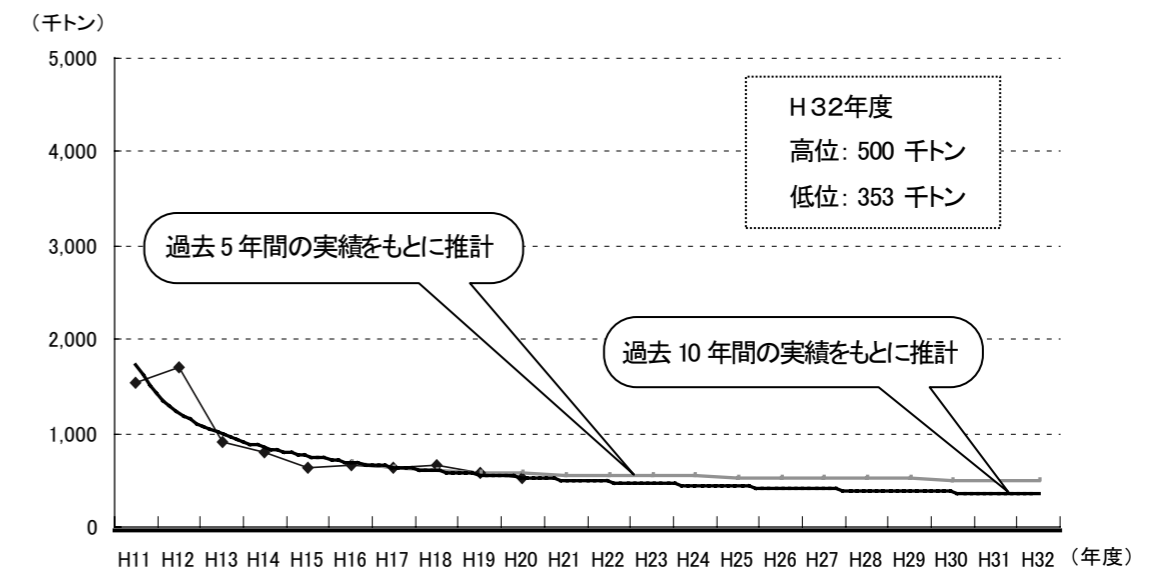
(単位：トン-CO₂)

	H21年度	H32年度
エネルギー起源(焼却)	28,280	24,700
非エネルギー	134,426	114,200
エネルギー起源(収集運搬)	1,974	1,800
エネルギー起源(処分場)	385	385
CO₂排出量の小計	165,065	141,085
(マイナス)売電・熱供給	43,528	40,800
CO₂総排出量	121,537	100,285

2. 産業廃棄物

本市の産業廃棄物の適正な処理を推進するとともに、最終処分量の削減を目指します。

市内発生産業廃棄物最終処分量予測



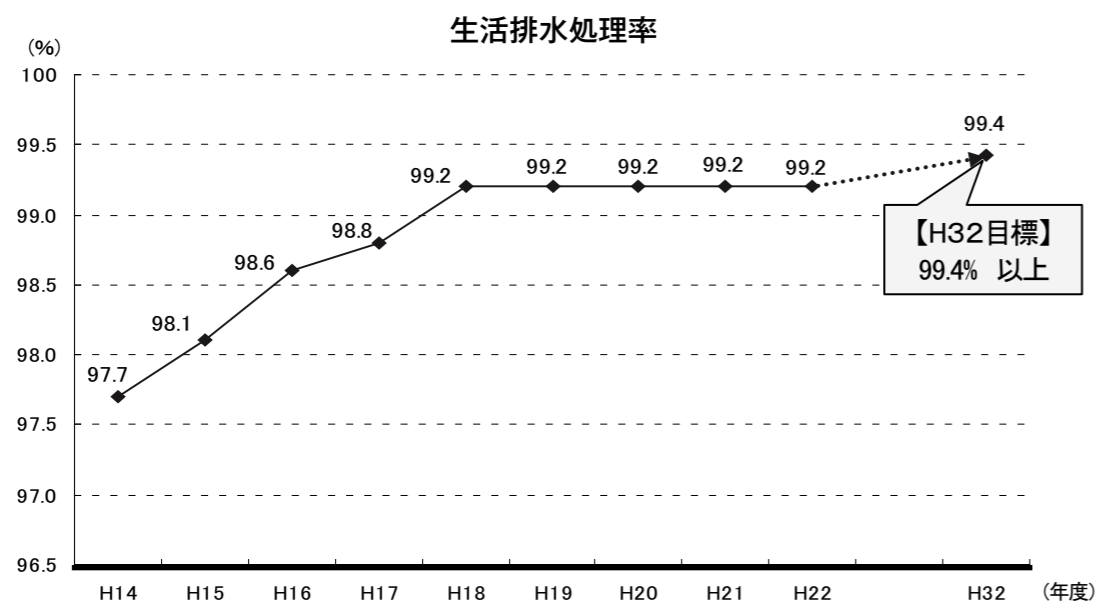
V

各主体の連携と
それぞれに期待される役割

3 生活排水

生活排水の適正な処理を行うため、浄化槽設置整備の支援を行い、生活排水処理率「99.4%」を目指します。

平成21年度 99.2% → 平成27年度 99.3%以上 → 平成32年度 99.4%以上



【生活排水の目標設定の考え方】

- 合併処理浄化槽を計画期間中30基設置整備

(単位：人)

	H21年度	H32年度
行政人口(A)	979,476	928,258
水洗化・生活排水処理人口(B)	971,400	922,878
下水道処理人口	969,309	920,843
合併処理浄化槽人口	1,738	1,710
漁業集落排水処理施設人口	353	325
生活排水処理率(B/A)	99.2%	99.4%

「持続可能な都市のモデル」の実現は、地域社会全体で取り組むべき課題です。「市民」、「事業者」、「NPO」、「行政」など地域社会を構成する各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取り組んでいく必要があります。

このため、各主体は、以下の取組みを進めていくことが期待されます。

市民の役割

- 各自がごみの排出者である一方で、持続可能な都市づくりの担い手でもあることを自覚して行動し、ライフスタイルの見直しなどをより一層推進していきます。
- 地域の環境に関心を持ち、環境教育や環境学習、環境保全のための活動への参加・協力などにより、地域における持続可能な都市づくりを促進します。

事業者の役割

- 事業に伴って生じる廃棄物の「排出者」であるとともに、ものづくりなどの経済活動を行う「生産者」であるという両面において、廃棄物の適正処理に主導的役割を果たすなど、自らの持続的発展に不可欠な社会的責任を果たします。
- 排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物の適正な循環的利用や処分、消費者との情報ネットワークの構築、情報公開などを、より一層推進します。

NPO等の役割

- 身近にある不用物を有用な資源に変える「集団回収」等の取組みを積極的に行います。
- 自らも持続可能な都市の実現に向けて取り組むとともに、各主体の連携・協働のつなぎ手となります。
- 環境学習や啓発活動、ソーシャルビジネスなど広がりのある活動を推進します。

行政の役割

- 廃棄物の適正な処理に加え、市民のライフスタイルの見直しへの支援や情報提供など、地域の取組みのコーディネーターとして、各主体の行動を促します。
- 市民や事業者などと協力して地域の特性に応じた取組みを進めます。
- 自らも事業者として、持続可能な都市の実現に向け、率先して行動します。